8　「予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$ ②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合は、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	［新設］
9　「所得割額 $\left(⑮\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑨」から「収入割額 $\left(⑫\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑯」まで及び「特別法人事業税額 $\left(⑰\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑱」の各欄は、当該事業年度開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合は、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	［新設］
10　法第72条の48第２項ただし書又は令和２年旧法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。	8　法第72条の48第２項ただし書の規定により事業税の申告をする法人にあっては、前事業年度の課税標準の総額の月数換算額を当該期間の分割基準によって算出した第10号様式を添付すること。
11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。	9　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉒」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。
12　「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。	［新設］
第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）	**第七号様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）
［様式　別紙四十六　挿入］	［様式　別紙四十七　挿入］
第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）	**第七号様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）
［様式　別紙五十　挿入］	［様式　別紙四十九　挿入］
第７号様式記載要領	第７号様式記載要領
１　この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の８第36項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第24項及び第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。	１　この明細書は、内国法人が法第53条第24項及び第321条の８第24項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。
［２　略］	［２　同左］
３　（その１）の記載に当たっては、次によること。	３　（その１）の記載に当たっては、次によること。
［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　同左］
(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表３）の(16)の欄の金額を記載すること。	(4)　「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書（別表１）の(6)の欄の金額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額又は地方法人税の明細書（別表２付表）の(16)の欄の金額を記載すること。
(5)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第６号様式又は第６号様式（その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。	(5)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第６号様式又は第６号様式（その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。